

## 事故事例に学ぶ

15



### 交差点右折の際、横断歩道の歩行者を轢過

#### 事故の概要

##### 発生状況

日 時：平成13年11月某日午後7時30分頃

天 候：晴れ

発生場所：相模原市内の交差点

##### 道路状況

それぞれ片側2車線の国道と市道が交わる交差点

##### 事故の当事者

運転者A（7トントラック）：32才、男性

主婦B：45才、女性

##### 被害状況

A：損害なし

B：頭部、腰部打撲傷、右下肢骨折等  
（全治3か月）

### 事故状況

運転者Aは、大型免許を取得後すぐに運送会社に勤務し、すでに大型トラック運転経験5年の中堅ドライバーであった。

その日の仕事は午前10時からの勤務で、横浜市内の荷主倉庫から相模原市の雑貨類の卸問屋までの2往復の予定であった。

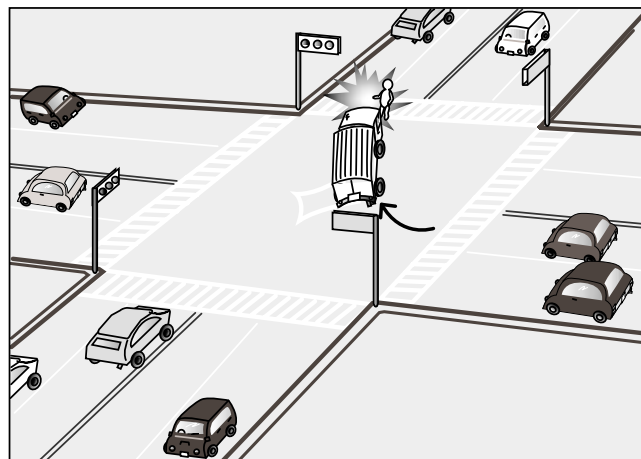
1往復のあと早めの夕食を取り、2回目の出発をしたが、帰宅が遅くなるのが気になり、

先を急ぐ気持ちで運転を続けていた。

国道の流れはおおむね順調で、時速40km～50kmで進行していたが、途中から交差点の通過に1～2回の信号待ちを伴う程度に交通量が増えてきた。

事故現場となった交差点も赤信号だったため、信号が青に変わってから進入、中央付近で対向直進車10数台をやり過ごしたあと、その切れ目を縫って加速しながら交差点を右折し終えようとしたところ、横断歩道上で車体右横にドンという衝撃を受けた。

慌てて急ブレーキをかけて停止し降車してみると、横断歩道上にBが倒れていた。



#### 事故の原因

Aは、対向直進車の通過とその切れ目に注意を奪われ、横断歩道上の歩行者の存在を見落していました。

この道路は月に数回通っており、道路や交通

の状況については熟知しており、普段交通量は多いものの歩行者は少ないことから、先を急ぐ「あせり」もあって横断歩道上の安全確認を怠ったことが事故の原因となりました。

「いつも大丈夫だから」という、その繰り返しが慣れとなり、油断に繋がったと考えられます。

交差点およびその付近の歩行者死亡事故の実態  
平成12年中の全国の交差点およびその付近における歩行者の死亡事故は次の通りです。

区 分	横断中	その他	合 計
交差点内	872件	76件	948件
交差点付近	235件	84件	319件
合 計	1,107件 (87%)	160件 (13%)	1,267件

交差点およびその付近での歩行者死亡事故は1,267件発生しています。また、歩行者が横断中の事故は1,107件で、87%を占めています。

#### 交差点を通過する際の一般的注意

車両は信号機の有り無しにかかわらず、「交差点に進入しようとしているとき」と、「交差点に進入してから出るまでの間」は見通しの良し悪し等道路の状況に応じた安全確認が必要です。

特に交差点およびその付近で道路を横断する歩行者に危険を与えないように、十分に注意して進行しなければなりません。

#### 徹底した安全確認と徐行のすすめ

Aは普段の「慣れ」と先を急ぐあまりの「あせり」から、進路前方の横断歩道への注意が払われませんでした。この安全不確認は今回に限らず、日常の運転でも繰り返されていたものと思われます。

交差点では、前記の交差点を通過する際の一

般的注意を守り、徹底した安全確認の習慣を身に付けなければなりません。そして、危険を回避でき得る徐行運転の必要性を再認識してください。

#### 特に右方からの横断歩行者等に注意

交差点等を右折する場合、左前方は比較的視野も広く、安全確認はしやすいのですが、右方は車体の特性から死角が多く、特に夜間にあってはトラックは運転席が高く、ドライバーの目とライトの位置が離れているため、ライトの光による見通しは乗用車より劣るといわれています。

したがって、道路右側から横断してくる歩行者等は大変発見しにくい状況となりますので、意識して目配りをし、早めの発見に努めることが必要です。

#### 事故発生時のドライバーの心理状態

事故発生時のドライバーはどんな心理状態であったのかを、当組合の「安全運転トレーニングセンター」で行っている運転者研修の事故体験発表で見ると、「急ぐ気持ちで焦っていた」が半数以上で、次に「考えごと」、「ぼんやりしていた」、「脇見」、「何となく」、「イライラ」などと続いています。

運転行動は、一瞬の交通状況の変化に適切に対応することが求められています。そのためにも、心身の健康維持に気を付けることは勿論のこと、慣れや油断に注意し、「あせり」が生まれないような運行管理や心のコントロールが必要となります。

例年行われます「春の全国交通安全運動」が、4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間に亘り展開されます。この運動を機に社内における歩行者等の、いわゆる交通弱者保護の徹底をご指導ください。